

小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出削減に効果のある設備を設置する者に対し、その設置に要する経費の一部を補助することにより、小金井市（以下「市」という。）における二酸化炭素の排出の削減に向けた行動を促進することを目的とする。

(補助金の交付額)

第2条 補助金の交付額は、別表に掲げる補助の対象機器（以下「補助対象機器」という。）の区分ごとにそれぞれ同表に定める額とし、予算の範囲内で市長が必要と認める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象機器の設置について、国、東京都等が実施する他の制度により本補助金に類似する助成等を受け、又は受けた場合は、当該助成等の額を同項の規定による補助金の交付額から控除して得た額を補助金の交付額とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助を受けることができる者は、次に掲げる要件をいずれも備えていなければならない。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民票に記載されている者で、補助対象機器を自らの居住の用に供する住宅（当該住宅が次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、当該アからウまでに定める要件に該当するものに限る。）に自家用として新たに設置し、二酸化炭素の排出削減に取り組むものとする。

ア 賃貸住宅又は使用貸借住宅 その所有者から補助対象機器の設置について同意を得ていること。

イ 区分所有建築物 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体、区分所有者の集会等により補助対象機器の設置について承認を受けていること。

ウ 共有建築物 補助対象機器の設置について共有者全員の合意があること。

(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村税（同法に規定する特別区税を含む。以下同じ。）の納税義務者であって、既に納期の経過した市町村税を完納していること。

(3) 次の表の左欄に掲げる補助対象機器（未使用の物に限る。）を、同表の右欄に掲げる期間において新たに設置した者であること。

補助対象機器	期間
住宅用燃料電池コージェネレー	令和2年4月1日から令和4年3月18日まで

ションシステム	
住宅用太陽光発電システム	令和2年4月1日から令和4年3月18日まで
蓄電システム	令和2年4月1日から令和4年3月18日まで
太陽熱温水器	令和2年4月1日から令和4年3月18日まで
太陽熱ソーラーシステム	令和2年4月1日から令和4年3月18日まで
断熱窓	令和3年4月1日から令和4年3月18日まで

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金申請兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、令和4年3月18日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の設置に係る申請者と同一名義人の領収書の写し及び型式の分かる書類(保証書の写し)
- (2) 補助対象機器の設置前及び設置後の状態を確認することができる写真
- (3) 納税証明書(市の公簿等により納税状況を確認できる場合を除く。)
- (4) 補助対象機器の設置に係る契約内容が分かる書類(請負契約書の写し等)及びその内訳が記載されているもの
- (5) 申請者と同一名義人の電力受給契約申込書の写し(電力会社の承諾印又は承諾欄の記入があるもの)又は電力受給契約に係る電力会社からの案内書の写し及び出力対比表(住宅用太陽光発電システムを補助対象機器とする場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一年度内において同一の別表区分の補助対象機器について、1世帯につき1回に限り行うことができる。ただし、太陽熱利用システムについては、太陽熱温水器又は太陽熱ソーラーシステムのいずれか1回に限り、申請を行うことができる。

3 申請者は、第1項の規定による申請に際し、電気、ガス、水道の使用量等の削減その他二酸化炭素の排出の削減に向けた行動に係る取組の内容(以下「取組内容」という。)を定めなければならない。

(交付の決定及び補助金の交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、補助することを決定したときは、小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金交付決

定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助しないことを決定したときは、小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の決定の取消し）

第6条 市長は、前条第1項の規定による補助の決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（調査等）

第8条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助決定者から報告を求め、又は自ら調査することができる。

（報告の聴取等）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた補助決定者に対し、引き続き6か月以上の期間における取組内容の達成状況について報告を求め、又は意見を述べることができる。

（協力）

第10条 補助決定者は、市長から前条の規定による報告の求めがあったときは、協力するよう努めるものとする。

2 補助決定者は、市長から前条の規定による意見の陳述があったときは、当該取組内容の達成のために、その意見を反映させるよう努めるものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年 4 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金交付要綱の規定は、平成24年 3 月 1 日以後に新たな補助対象機器を設置したものから適用し、同日前に新たな補助対象機器を設置したものについては、なお従前の例による。

付 則（平成24年 7 月 9 日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成24年 4 月 1 日からこの要綱の施行の日の前日までの間に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第 4 条第 1 項の規定による外国人登録原票に登録されていた者については、改正後の第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、登録されていた期間において同号に該当するものとみなす。

付 則（平成25年 4 月 1 日）

この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成26年 3 月24日要綱第29号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金交付要綱の規定は、平成26年 4 月 1 日以後の申請分から適用し、同日前の申請分については、なお従前の例による。

付 則（平成27年 3 月30日要綱第22号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金交付要綱の規定は、平成27年 4 月 1 日以後の申請分から適用し、同日前の申請分については、なお従前の例による。

付 則（平成28年 3 月15日要綱第22号）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成29年 3 月17日要綱第23号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金交付要綱の規定は、平成29年 4 月 1 日以後の申請分から適用し、同日前の申請分については、なお従前の例による。

付 則（平成30年 1 月26日要綱第 6 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金交付要綱の規定は、平成30年 4 月 1 日以後の申請分から適用し、同日前の申請分については、なお従前の例による。

付 則（平成30年 3 月30日要綱第37号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金交付要綱の規定は、平成30年 4 月 1 日以後の申請分から適用し、同日前の申請分については、なお従前の例による。

付 則（平成31年 3 月14日要綱第23号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金交付要綱の規定は、平成31年 4 月 1 日以後の申請分から適用し、同日前の申請分については、なお従前の例による。

付 則（令和 2 年 1 月21日要綱第 9 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の申請分について適用し、同日前の申請分については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区分	補助対象機器	補助金額
燃料電池	住宅用燃料電池コージェネレーションシステム 民生用燃料電池導入支援補助金交付要綱（平成21年3月6日付け財資第9号）に基づき、一般社団法人燃料電池普及促進協会が行う民生用燃料電池導入支援補助金の交付対象機器として、民生用燃料電池導入支援補助金機器指定要領（平成21年4月24日付け09事042403号）において指定したもの	5万円
太陽光発電設備	住宅用太陽光発電システム（10キロワット未満のものに限る。） 一般財団法人電気安全環境研究所が行う太陽電池モジュールの認証を受けたもの又はこれに準ずる性能を持つもので、市長が認めるものであること。	1キロワット当たり3万円とし、10万円を限度とする。 太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数点以下第2位を四捨五入する。）
蓄電システム	住宅用蓄電システム 国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの	5万円
太陽熱利用システム	太陽熱温水器 住宅用太陽熱温水器（自然循環式） 一般財団法人ベターリビングが行う優良住宅部品の認定を受けたもの	1万5千円
太陽熱利用システム	太陽熱ソーラーシステム 住宅用太陽熱ソーラーシステム 一般財団法人ベターリビングが行う優良住宅部品の認定を受けたもの	3万円
断熱窓	次に掲げる要件のいずれにも該当するもの (1) 国の補助事業における補助対象機器とし	設置に要する費用の5分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生

<p>て、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものを、次のアからウまでのいずれかの方法により新たに設置すること。</p> <p>ア 内窓として設置</p> <p>イ 既存の窓枠ごとの交換</p> <p>ウ 既存の窓ガラスのみの交換</p> <p>(2) 居室へ設置すること。</p> <p>(3) 一居室単位で全ての窓へ設置すること。</p>	<p>じたときは、これを切り捨てた額とする。) とし、10万円を限度とする。</p>
---	--